

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和5年9月6日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和 50 年葉山町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 13 項に次の 1 号を加える。

(21) 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合 3 分の 1

附則第 28 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 4 年度分の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第 29 項中「法附則第 30 条第 7 項」を「法附則第 30 条第 3 項」に、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 4 年度分の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第 30 項中「法附則第 30 条第 8 項」を「法附則第 30 条第 4 項」に、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」に、「令和 4 年度分の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の葉山町税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

(1) 新たに定義された特定小型原動機付自転車と通称「ミニカー」と呼ばれる原動機付自転車の定義を明確化するため所要の改正をすることとした。

(2) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例を適用させる期間を令和 6 年度又は令和 7 年度まで延長することとした。

グリーン化特例（軽課）の内容

| 対象車両 | 軽減率 | 延長する期限 |
|---|-----|-------------------------|
| 電気自動車等 | 75% | 3 年延長 (令和 7 年度末取得まで) |
| 令和 12 年度燃費基準 90%達成車 かつ令和 2 年度燃費基準達成車 (営業用乗用車に限る。) | 50% | 3 年延長 (令和 7 年度末取得まで) |
| 令和 12 年度燃費基準 70%達成車 かつ令和 2 年度燃費基準達成車 (営業用乗用車に限る。) | 25% | 2 年延長 (令和 6 年度末取得まで) |

(3) 固定資産税の課税標準に係る特例（わがまち特例）について、長寿命化に資する大規模修繕を行ったマンションの固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い所要の改正をすることとした。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 改正後の条例の規定は、令和 6 年度以後の軽自動車税及び固定資産税に適用し、令和 5 年度以前の軽自動車税及び固定資産税については、なお従前の例によることとした。

葉山町税条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (種別割の税率) 第28条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有する車にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 a 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 b 三輪のもの 年額 3,900円 c 四輪以上のもの 乗用のもの</p> | <p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (種別割の税率) 第28条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有する車にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。</u>)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 a 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 b 三輪のもの 年額 3,900円 c 四輪以上のもの 乗用のもの</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 イ 小型特殊自動車 a 農耕作業用のもの 年額 2,400円 b その他のもの 年額 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円</p> | <p>営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 イ 小型特殊自動車 a 農耕作業用のもの 年額 2,400円 b その他のもの 年額 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円</p> |
| <p>附 則</p> | <p>附 則</p> |
| <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。 (1)～(20) 略 <u>(21) 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合</u></p> | <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。 (1)～(20) 略 <u>(新設)</u></p> |
| <p><u>3分の1</u> (軽自動車税の種別割の特例) 28 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第25項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | <p>(軽自動車税の種別割の特例) 28 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和5年度分の種別割に限り、第25項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |
| <p>29 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車(営業用</p> | <p>29 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車(営業用</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>の乗用のものに限る。) に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第26項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>30 <u>法附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第27項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> | <p>の乗用のものに限る。) に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車<u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車</u><u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和5年度分の種別割に限り、第26項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>30 <u>法附則第30条第8項</u>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車<u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車</u><u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては令和5年度分の種別割に限り、第27項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> |